

2024年度

---

研究出版助成金受給研究概要

---

公益財団法人

日本証券奨学財団

2024年度研究出版助成金受給者

2024年10月4日決定  
公益財団法人 日本証券奨学財団

出版代表者（著者）		研究出版物タイトル	出版形態	金額 (万円)	頁
京都大学大学院 経営管理研究 教授	アダチ タカノリ 安達 貴教	不完全競争の経済学に向けて—市場支配力指数アプローチ	単著	100	1
甲南大学 経済学 教授	アダチ ヨシミ 足立 泰美	地方公営企業の経済学	単著	100	2
大阪大学 人間科学研究 教授	イガラシ アキラ 五十嵐 彰	可視化される差別：統計分析が明かす移民・エスニックマイノリティに対する差別と排外主義の構造	単著	100	4
早稲田大学 法学 教授	ウエノ タツヒロ 上野 達弘	クリエイタ指向の著作権制度	単著	100	5
茨城大学 人文社会科学部 講師(テニユア・トラック)	カケガイ ユウタ 掛貝 祐太	財政民主主義の地平—スイスの自治・多様性・直接民主主義	単著	100	6
東京大学 総合文化研究 助	バンジョウ ケンジ 番定 賢治	戦間期日本外交と国際機構	単著	100	7
東北文化学園大学 現代社会学部 講師	ヤマザキ マホ 山崎 真帆	復興の〈周縁〉で——境界的な被災地における東日本大震災のエスノグラフィ	単著	100	8
_____				700万円	7件

## 不完全競争の経済学に向けて

### — 市場支配力指数アプローチ —

---

#### 著 者

京都大学大学院 経営管理研究部 教授 安 達 貴 教

#### 著書の概要

本書は、競争政策や消費者政策の経済理論的な基礎付けを簡明に与えることを企図し、今後、法廷も含んだ多様な公共空間におけるエヴィデンス提示やディスカッション等にも活かされるよう、それに資する概念的な全体像を描出することを目論んでいる。

それが、本書で提示する「市場支配力指数アプローチ (Market Power Index Approach)」である。これは、独禁法学における「市場支配力」の概念に焦点を当てることによって、不完全競争の諸問題を簡便かつ統一的に扱うことを企図するものである。

本書ではまず、この考え方を導入した後 (第1部)、課税、広告、金融などといったトピックスを取り上げて、「市場支配力指数アプローチ」の有用性を議論し (第2部)、更に、企業合併や保険の例を通じて、競争政策や消費者政策における同アプローチの適用可能性を見る (第3部)。そして、最終の第4部においては、垂直的取引関係と一般均衡的状况も考慮し、同アプローチが、このような問題にも有効であることを議論する。全体として、「市場支配力指数アプローチ」が、不完全競争に関する幅広い問題を取り扱うことを可能にする点を強調している。

通常、不完全競争によって生じる問題は、経済学で主流の分析ツールであるゲーム理論によって分析される。しかし、ゲーム理論においては、市場における環境設定を一義的な設定した上で分析を行おうとするため、緻密ではあるが汎用性に欠け、また、詳細な理論を展開しようとする、実証的な対応づけが難しくなるという難点がある。

「市場支配力指数アプローチ」は、これに対しての折衷案を提示するものであり、少数の経済主体間の相互作用それ自体に焦点を当てるのではなく、市場競争を総体レベルで把握しようとする「価格理論」的発想によって、完全競争と独占の中間にあるものとしての不完全競争を一般的に把握しようとする点に特徴がある。競争政策や消費者政策などの政策的問題を分析する分析ツールとして、主流派に対する補完的な役割が期待される。

# 地方公営企業の経済学

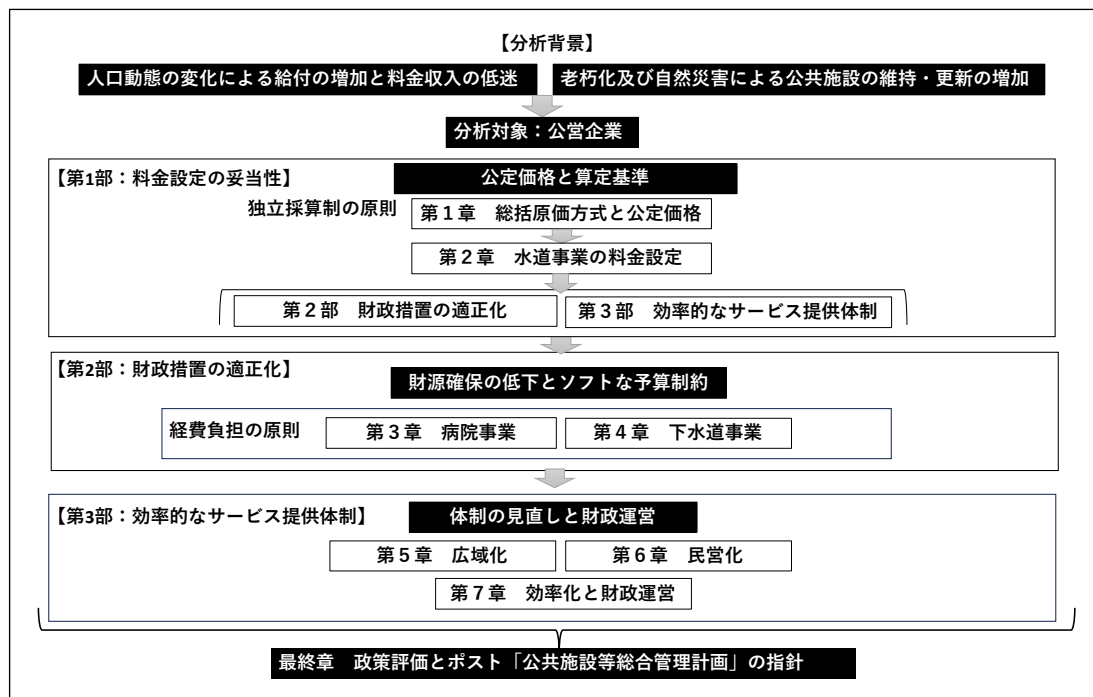
著者

甲南大学 経済学部 教授 足立 泰 美

## 著書の概要

本書の目的は、人口減少を背景に、需要の低下と料金収入の低迷が予想されるなかで、老朽化と自然災害による公共施設の維持・更新に対して、分析対象である地方公営企業における、当該企業の財源の確保とサービスの提供体制の実態を明らかにし、持続可能な財政補填・財政支援を検討することにある。本書の分析の視点は、(1)料金設定の妥当性、(2)財政措置の適正化、(3)効率的なサービス提供体制にある。「分析の背景」「分析の対象」「分析の視点」の関係を図1の「本刊行物の概要図」に示す。

### 【1. 本刊行物の概要図】



本刊行物の構成については、序章で、地方公営企業を取り巻く現状と背景をまとめたのち、各地方公営企業の公定価格と算定基準との関係を概観する。第1部の料金設定の妥当性では、各事業の価格設定の仕組みと算定基準を示し、第1章で総括原価方式と公定価格との関係、第2章では水道事業の料金設定の仕組みから料金設定の妥当性を検討する。

次いで第2部の財政措置の適正化では、経費負担の原則に注目する。地方公営企業は、経費負担の原則に基づいて一般会計からの繰入が認められている。そこで、第3章では病院事業を第4章では下水道事業の経費負担の原則を取り上げ、財政措置がソフトな予算制約を招いているかを明らかにする。第3部では、効率的なサービス提供体制を目指して、第5章では広域化を、第6章では民営化に注目し、公共施設の老朽化対策のインセンティブ構造と維持・更新規模の決定要因を分析する。第7章では、実際に個票データを使用し、地方公営企業における供給体制が各事業団の財政運営に与える影響を示し、供給体制の効率化の必要性を問う。最終章では、第1～7章から得られた結果を踏まえ「インフラ長寿命化基本計画」に関して、ポスト「公共施設等総合管理計画」に向けた政策的な示唆を提示する。図2には「本刊行物の目次」で示す。

## 【2. 本刊行物の目次】

目次	頁数	目次	頁数
序章 地方公営企業経営の展望と課題	4	第4章 下水道事業における価格設定と財政措置	63
1. 需要主導型からリスク管理型への転換	4	1. 使用料水準と経費回収率	63
2. 地方公営企業経営における料金収入と一般財源	5	2. 経費負担の原則と維持管理	66
3. 適正な負担、歳出の抑制、経営戦略のすべてが不可欠	7	3. 推計モデルと変数	72
4. 将来の需要を見据えた公共施設等総合計画	9	4. 推計結果	76
5. 本書の視角：公道価格と公共施設の維持・更新の実証分析	11	第3部 広域化・民営化	79
初出一覧	14	第5章 施設維持・更新と広域化	79
第1部 使用料金の設定と改定	15	1. 広域化の種類と効果	79
第1章 公共事業における公道価格と価格設定	15	2. 施設の維持・更新と広域化	82
1. 公共料金の概要	15	3. 下水道事業の広域化	87
2. 総括原価方式と資金収支積み上げ方式	18	4. 奈良県の事例	90
3. 総括原価・料金算定・料金体系	21	第6章 施設の維持・更新と民営化	93
4. 資産維持費・減価償却費・長期前受戻入	25	1. 民営化の種類と効果	93
第2章 総括原価方式と公道価格	29	2. PFI事業の実施体制	99
1. 収益的収支と資本的収支	29	3. 福知山市の事例	102
2. 地理要因・経営要因・財務要因・相互参照要因	31	第7章 用水供給事業体制における料金設定と財務評価	105
3. データの概要・推計モデル・変数	36	1. 水道事業における給水事業体制	105
4. 推計結果	41	2. 用水供給事業団と末端給水事業団	105
5. 神戸市の事例	43	3. 推計モデルと変数	113
第2部 経費負担の原則と財政運営	49	4. 推計結果	118
第3章 病院事業における地方公営企業会計と財政措置	49	最終章	123
1. 病院事業の概要	49	1. 地方公営企業の財源と給付の政策評価	123
2. 地方公営企業の定義と会計	50	2. ポスト「公共施設等総合管理計画」の指針	125
3. 病院事業の財源と経費	52	3. まとめ	127
4. 病院事業の効率化	58	参考文献	129

可視化される差別：統計分析が明かす移民・エスニック  
マイノリティに対する差別と排外主義の構造

---

著者

大阪大学 人間科学研究科 准教授 五十嵐 彰

**著書の概要**

第二次世界大戦後から現代に至るまでの期間は「移民の時代」と呼ばれており、国際移住の割合が飛躍的に増加した。それに伴って大きく問題化したのが移民や人種・エスニックマイノリティに対する差別である。しかしながら、その言葉の知名度に比して、差別ほどその存在を捉えにくいものもない。日本を含めた世界の移民はどの程度、なぜ、どういった場面で差別に直面しているのだろうか。本書では、移民や人種・エスニックマイノリティに対する差別を「可視化」するために行われてきた工夫を、主にアメリカやヨーロッパ、そして日本で行われてきた研究をもとに紹介し、差別の実態に関する知見を広めることを目的としている。

本書は3部構成となっている。第1部では、差別の定義、原因、検出方法などについて広く総合的に論じる。差別には2つのタイプ、「統計的差別」と「嗜好に基づく差別」とがあり、差別検出のいわば黄金律である監査実験法を用いて2つの差別を実証した研究を紹介した上で、各論として労働市場や住宅、政治といった生活の様々な場面における差別を取り上げる。さらに、こうした差別が被害者に対してどういった影響をもたらすのかを、特に経済や健康、集団間関係、他者への信頼についてまとめる。差別は生活のあらゆる側面に潜んでおり、累積的に被害者個人の生活に悪影響を与えよう。

差別の一つである「嗜好に基づく差別」は、移民や人種・エスニックマイノリティに対する否定的な感情を元にしたものである。第2部ではこの否定的な感情、すなわち排外主義に関する研究をまとめる。100年前から続く排外主義の研究史、そして集団脅威やナショナリズムといった、排外主義の背景にある要因を扱う。

それでは、こうした差別や排外主義はなくせるのだろうか。第3部では、心理学や社会学、政治学で盛んに研究されている個人レベルの介入（集団間接触、境界策定、誤情報修正）、さらに政策や制度と差別や排外主義との関連を検討する。

## クリエイター指向の著作権制度

---

### 著 者

早稲田大学 法学学術院 教授 上野 達 弘

### 著書の概要

日本の著作権制度は、19世紀以来、ヨーロッパ大陸法系著作権法を基盤としながらも多様な変遷を経て今日に至っているが、この130年ほどの間に、実はかなり特殊な発展を遂げている。

すなわち、日本著作権法は、独自の職務著作制度を設けることによって、職務上創作された著作物について自然人クリエイターから著作者の地位を奪い、これを法人等である使用者に帰属させている（第1章）。

また、現在の日本著作権法は、映画著作権制度を設けることによって、映画監督等の自然人クリエイターから著作権を奪い、これを映画製作者に帰属させている（第2章）。

さらに、日本著作権法は、権利制限に伴う補償金請求権や固有の報酬請求権を自然人クリエイターに帰属させていない（第3章）。

しかも、日本著作権法には自然人クリエイターを保護する著作権契約法がほぼ皆無である（第4章）。

以上のような日本法の特徴は、ヨーロッパであれば憲法違反に当たりかねないものであるが、無自覚なままその特殊性が容認されているように思われる。その背景には、著作権を憲法上の基本権として位置づける理解が日本では共有されていないことが原因なのではなかろうか（第5章）。

一方、ヨーロッパ大陸法系の著作権制度においては、著作物を創作した自然人クリエイターに著作者の地位を付与し、そのような著作者を保護するために排他権や報酬請求権を付与すると共に、そうした権利が契約によって容易に奪われないように自然人クリエイターを契約法によって保護して、自然人クリエイターへの正当な利益分配を確保するという基本思想があり、その背景には著作権を人権ないし基本権と位置づける理解が共有されている。これに対して、日本著作権法は、このような基本思想が欠如しているように思われるため、これをトータルに再検証する必要があると考える。

本書は、19世紀に遡る歴史的な検討と欧・米・アジア諸国にわたる比較法的考察を行うと共に、日本著作権法の立法過程を分析しつつ、その実態と背景を解明した上で、「クリエイター指向アプローチ」の観点から将来あるべき日本の著作権制度を展望するものである。

財政民主主義の地平

—— スイスの自治・多様性・直接民主主義

---

著者

茨城大学 人文社会科学部 講師 掛貝 祐太

著書の概要

財政についての民主主義的なコントロール、財政民主主義。本書は、財政民主主義のありうべき姿について構想するものである。半直接民主主義の国のスイスは、財政民主主義の可能性について、同時代的な想像力を超えるような示唆を、時にもたらす。

1章では、財政学の学派間の緊張関係にも触れつつ、財政学という学問領域自体をまず概観した。そのうえで、学際的な領域としての財政学の中に、本書は位置づけられる(1章)。

そして、政治学・歴史学・アナキズム等の領域横断的なサーベイをふまえつつ、新自由主義概念について検討した。本書が示すのは、新自由主義への対抗原理としての財政民主主義の可能性でもある。しかしながら、財政学の中ですら財政民主主義は、狭い意味で捉えられてきており、その点は批判すべきである(2章)。とりわけ、財政議会主義のみを財政民主主義として捉えたり、熟議楽観論に陥るべきではない。そのうえで、闘技を含む現代民主主義論との接合を主張した。3章では、スイスの政治経済を概説しながら、それをとりあげる学術的意義(とりわけ福祉国家レジームの文脈でも)を示した。

4章では、バブル崩壊後の失業率の上昇により、問題の本丸となったスイスの労働政策について論じた。州の強い自治が、新自由主義的なコントロールを拒否する過程について歴史実証を行った。ただし、自治は暴走する事もある。5章は、富裕層ほど減税する“逆進”所得州税という異様ともいえる州の例を取り上げ、この過程の歴史実証・ヒアリング調査を行った。住民投票で採択された同案は、なんとわざわざ違憲訴訟を起こすために引っ越してきた人物が起こした訴訟により廃案となる。この事例を通じ、直接民主主義の暴走を、闘技的民主主義が抑制する可能性を示す。むろん、こうした租税競争へのブレーキは一般化できる方法ではない。州間の利害がもっとも強く衝突するのは、財政調整においてである。この財政調整について、6章では1990年代の改革当初は新自由主義路線の中で構想されつつも、なぜ最終的には貧しい州に有利な結果となったのかについて、歴史実証・ヒアリング調査を行った。更に2000年代には、移民排斥を掲げる新たな右派の台頭・福祉削減路線の機運も存在した。これの対処を含め、7章では、90年代と2000年代の年金改革について分析した。

最後に、終章では、あらためて各章の事例を踏まえ、財政民主主義を発揮する手段は、複数の民主主義理論にまたがる多様なチャンネルがあることを示し、そうした可能性の検討が如何なる財政社会学の研究手法で可能かについて議論した。



戦間期日本外交と国際機構

— 多国間外交の可能性と限界 —

---

著 者

東京大学大学院 総合文化研究科 助教 番 定 賢 治

著書の概要

本書は、第一次世界大戦後に国際連盟や国際機構の活動が活発化したことを受けて、日本の外交政策がどのような点で変化し、またその変化の背景にどのような動機が存在したのかについて、四つの問題に着目して検討するものである。すなわち、1) 国際連盟創設後の日本外務省における国際機構への対応を扱う組織の形成とその変容、2) 戦間期における国際裁判と仲裁裁判による国際紛争の平和的解決に向けた制度設計の受容、3) 戦間期における国際連盟や各種の国際会議における外国人の待遇に関わる議論に対する日本政府の関与、4) 戦間期における赤十字国際委員会を中心とした国際人道法の整備に向けた取り組みに対する日本政府の対応が、その事例である。

以上の四つの事例の検討を踏まえると、戦間期の日本の外交政策における国際機構による規範形成の試みへの対応について、以下のことが明らかになる。日本政府は、徐々にかつ部分的にはあるものの、多国間条約による自国の行動への制限や国際機構の活動の拡大を受容しようとしていた。また、日本政府は、形を変えながら国際秩序全体に関わる原則を多国間の議論の場で提唱していた。一方で、日本政府が新たな国際規範を受け入れ、国際機構における規範形成を積極的に提案することには、いくつかの限界が存在していた。まず、戦間期における日本の国際機構に関わる外交政策においてはアメリカにおける日系移民問題への影響が重視され、日本の国際機構に関わる外交政策はアメリカの国際機構に対する不安定なコミットメントに左右されていた。次に、日本政府は国際機構の中でも大国としての特別な地位が認められていた機構に対しては積極的に協力しようとする一方、中小国や非政府主体が影響力を持つ機構に対しては不満を抱いていた。最後に、日本政府の国際機構や多国間会議への対応は政策分野ごとの担当部局の違い、いわゆる縦割り行政により左右されやすく、担当部局の違いを横断した統一的な政策形成がなされる余地は少なかった。

著 者

東北文化学園大学 現代社会学部 講師 山崎 真帆

### 著書の概要

本書は災害復興のエスノグラフィである。特に東日本大震災からの津波被災自治体の復興を論じるにあたって見落とされがちな、住家への直接的な津波被害を受けず、津波被災者の避難・移住先となった自治体内外の地域を被災／非-被災どっちつかずの〈境界的な被災地〉として概念化し、そこで語られる語りから全国的に知られた津波被災地南三陸町の復興過程を描き直す。この作業を通して災害、そしてそこからの復興という現象の多元的な広がり、そのさなかで生じる境界的な状況を示し、復興の〈当事者〉に関する新たな位相を提示することで、災害分野における学術的・実践的な貢献を果たすことが本書の目的である。

上記の課題に取り組むため、本書では、時間的視野を発災からおおよそ10年（行政的に設定された復興期間にあたる）という節目で区切り、南三陸町と同町に隣接する登米市における筆者の復興支援活動、およびその支援活動に携わる中で着想を得て開始した人類学的フィールドワークにおいて収集した語りを基軸に、行政資料、郷土史などの文献資料、研究書、地元紙、日記などの個人的なドキュメントを適宜参照しながら、生きられた復興過程を再構成することを目指した。

本書で示されたのは、第一に、〈境界的な被災地〉における人びとに見られる、「被災者だけれど被災者じゃない」という「揺らぎ」ゆえの、状況に応じて複数の立場（被災者、支援者、媒介者）を往来する独特のポジショナリティと両義的な特質（心理的緊張・葛藤と創造性）である。第二に、〈境界的な被災地〉は南三陸町の復興という枠組みを介して獲得した多くの関係人口を活用して地域づくりにまい進するが、そうした取り組みを通して結果的に南三陸町の復興へと関与していたことである。本書では、結論として、先行研究において整理されてきた「与えられる〈当事者〉性」と「獲得する〈当事者〉性」とは異なる、復興をめぐる〈当事者〉性の第三の位相として、「結果的な〈当事者〉性」を提起し、「当事者」という切り口から復興の学術的・実践的議論に新たな視点を提示した。